

情 個 審 答 申 第 1 1 号
令和7年（2025年）9月19日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年（2024年）3月13日付け、健政発第001151号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

自己に関する介護虐待の通報又は連絡、市が行った会議及び介入記録その他全ての保有個人情報の不開示決定について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）は、審査請求を却下すべきである。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和5年（2023年）6月12日、審査請求人は、特定人（以下「本人」という。）の任意代理人として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第77条第1項の規定に基づき、本人に関する介護虐待の通報又は連絡、市が行った会議及び介入記録その他全ての保有個人情報（以下「本件個人情報」という。）についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 同月30日、実施機関は、本人に意思能力がない可能性が非常に高く、委任状が無効である可能性が高いと判断し、「開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類」（法律第77条第2項）の提示又は提出がないことを理由に、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年8月7日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 法律第77条第2項が「開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類」の提示又は提出を要求している実質的な理由は、仮に委任状が存在していたとしても、本人に対して詐術等を用いて委任状を取り付けるなどによって本人の意思に基づかない個人情報の取得がされることを防ぐことにある。

また、自分の個人情報をどのように扱うかについては、自己決定の範疇であって、少なくとも高度な取引行為が理解できるレベルの意思能力を常に要求していないことは明らかである。

そのため、処分庁が本件委任状の有効性を判断する場合は、同項が防ごうとしている害悪が生じる蓋然性の程度と個人情報の有効的な活用（法律第1条）とを考慮した上で、必要となる意思能力に差があることを前提として判断を行うべきである。

本件においては、行政は本人の親族との数回にわたるやり取りで、本件開示請求に至る事情を熟知しており、当該害悪が生じる蓋然性は全く存在せず、本件開示請求の目的は、本人が余生をいかに充実して過ごすことができるかを考えるためのもので、本人の利益に資する正当なものである。

- (2) 以上にもかかわらず、処分庁は長谷川式認知症スケール（以下「長谷川式」という。）が判定不能であることをもって本人に委任するための意思能力がないと判断し、委任状を無効としているが、長谷川式は認知症の疑いの有無を判断するものであり、認知症を確定判断するものではない。

また、処分庁は、本人が成年後見人制度を検討していたことも本人に意思能力がないことの根拠としているが、成年後見人が実際に選任されたわけではなく、また、そもそも成年後見制度は意思能力ではなく、あくまで行為能力に着目した制度であり、根拠とはならない。

- (3) 以上より、本件処分は考慮すべきでない事項を考慮し、重視すべきでない考慮事項を重視した処分であり、裁量権の逸脱・濫用があることから、違法な処分である。

よって、本件処分を取り消し、開示請求にかかる保有個人情報を開示すべきである。

2 実施機関の主張

- (1) 本件処分は、本人に意思能力がない可能性が高いことから、本件開示請求に添付された委任状が無効であるとして、不開示としたものである。

この点、民法第3条の2は「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。」と規定している。

そして、意思能力の有無は次の2つの方法を手掛かりに判断される。

① 精神的能力の程度に関する指標等を手掛かりとした判断

精神医学の領域で認知症に関する評価方法としては長谷川式が知られ、精神的能力を確定する上で、有力な手掛かりとなる。

もっとも、意思能力の存否を判断する際には、長谷川式による判定がそのまま意味を持つ訳ではなく、あくまで、問題となる法律行為について、その意味を理解し、結果を認識することができたかどうか判断される必要がある。

例えば、相手方が誰であるかを識別できない場合は、相手方が誰であるかが重要な法律行為をする精神的能力はないと判断されやすくなる。また、作業記憶と近時記憶がない、計算能力がない場合は、少なくとも複雑な法律行為や高額の金銭が問題となる法律行為をする精神的能力はないと判断されやすくなる。

② 合理的意思決定を手掛かりとした判断

実際にされた法律行為がおおよそ合理性を持たない場合、または、そのような内容の法律行為をする合理的な目的(動機)が存在しない場合には、意思能力がなかったと考えられやすい。

(2) これを本件についてみるに、問題となる法律行為は、本人の個人情報について開示請求を行うことを委任したかであるが、本人の個人情報は個人のプライバシーにかかわるものであり、委任の対象者が誰であるかが重要である。この点、令和5年（2023年）3月30日に行われた審査請求人と本人との面会では、本人が審査請求人を認識できている様子はなかった。

また、本人は、これまで特段の不満を述べずに施設で平穏に暮らしており、本件開示請求を行う必要や動機は何ら存在しなかった。さらに、本人と審査請求人は11年にわたって面会していなかったとのことであるにもかかわらず、長年同居し世帯を営んできた妻ではなく、あえて審査請求人に本件開示請求についての委任をすることは極めて不合理である。

(3) 以上より、本人が開示請求人に対して、本件開示請求を行うことを委任する意思能力を有していたとは認められない。

よって、本件処分は適正に行われたものであり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている個人情報

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている個人情報は、本件個人情報である。

2 本件審査請求の適法性について

行政不服審査法第2条においては、行政庁の処分に不服がある者は審査請求をすることができるとされており、当該「処分に不服がある者」とは、当該処分について不服申立てをする法律上の利益がある者をいう。

本件審査請求においては、本件開示請求時に提出された委任状の有効性が争われているところ、当審議会では、本人が既に死亡している事実を確認した。

そうすると、仮に本件開示請求時に当該委任状が有効であったとしても、その後の本人死亡により審査請求人の開示請求代理権は消滅したものと考えられる（民法第111条第1項第1号）。また、旧鹿児島県情報公開条例（昭和63年鹿児島県条例第4号）に基づき開示請求された公文書の非開示処分の取消訴訟における原告の死亡と訴訟の帰すうについて判断した最高裁平成11年（行ツ）第251号同16年2月24日判決の趣旨に鑑みれば、法律第77条第1項の規定に基づく保有個人情報開示請求権は、開示請求権者の一身に専属する権利であって相続の対象となるものではない。

したがって、本件審査請求は、本人死亡によりその処分の取消しを求める法律上の利益を欠く不適法なものであるため、却下すべきである。

3 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年（2 0 2 4 年） 3 月 1 3 日	熊本市長から諮問（令和 6 年（2 0 2 4 年）3 月 1 3 日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和 7 年（2 0 2 5 年） 8 月 2 1 日	諮問の審議を行った。
令和 7 年（2 0 2 5 年） 9 月 5 日	答申案の審議を行った。
令和 7 年（2 0 2 5 年） 9 月 1 9 日	答申案の審議を行った。